

令和 8 年 7 月 31 日

課 名：建築指導課
直 通：092-643-3719
内 線：4 6 7 8
担 当：西本、衣川

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者：

柳川市大和町塩塚 9 5 6 - 1

(有) 太陽ハウス工業

2 指名停止の期間：

令和 8 年 7 月 3 1 日 ～ 令和 8 年 8 月 3 0 日 (1 ヶ月間)

3 事実概要：

(有) 太陽ハウス工業は、令和 7 年 1 月 20 日、柳川市大和町に所在する居宅の改修工事において、同工事に従事する従業者の業務に関して、危険を防止するための措置を講じなければならないにもかかわらず、これを講じなかった。

このことにより、同社は、労働安全衛生法違反により、柳川簡易裁判所から罰金 30 万円の略式命令を受け、令和 8 年 4 月 1 7 日付で刑が確定した。

以上のことは、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当するため、指示処分を受けた。

4 指名停止の理由：

「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その 2 第 1 1 号に該当することから、指名停止 1 ヶ月間とする。

【指名停止措置要綱 別表その 2 第 1 1 号該当】

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 1 1 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内